

平成25年第4回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成25年12月16日（月曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第53号 中頓別町子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 第 2 議案第54号 中頓別町延滞金徴収条例の制定について
- 第 3 議案第55号 中頓別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第56号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第57号 中頓別町公共下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第60号 定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について
- 第 7 議案第61号 宗谷公平委員会に関する協議
- 第 8 議案第62号 平成25年度中頓別町一般会計補正予算
- 第 9 議案第63号 平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第10 議案第64号 平成25年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第11 議案第65号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 発議第 5号 道州制導入に断固反対する意見書（案）
- 第13 発議第 6号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）
- 第14 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（8名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 宮崎泰宗君 | 2番 細谷久雄君 |
| 3番 本多夕紀江君 | 4番 東海林繁幸君 |
| 5番 星川三喜男君 | 6番 山本得恵君 |
| 7番 柳澤雅宏君 | 8番 村山義明君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------------|-----------|
| 町 長 | 野 邑 智 雄 君 |
| 教 育 長 | 米 屋 彰 一 君 |
| 総 務 課 長 | 和 田 行 雄 君 |
| ま ち づ くり
推 進 課 長 | 遠 藤 義 一 君 |

産業建設課長	中原直樹君
産業建設課技術長	山内功君
産業建設課主幹	平中敏志君
保健福祉課長	小林生吉君
保健福祉課参事	吉田智一君
教育次長	青木彰君
会計管理者	小林嘉仁君
国保病院事務長	柴田弘君
自動車学校長	大川勝弘君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	高井秀一君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

開議の宣告

○議長（村山義明君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程第2号のとおりです。

（午前10時00分）

議案第53号

○議長（村山義明君） 日程第1、議案第53号 中頓別町子ども・子育て会議設置条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第53号 中頓別町子ども・子育て会議設置条例の制定について、小林保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） それでは、私からご説明をさせていただきます。

議案第53号 中頓別町子ども・子育て会議設置条例の制定について。

中頓別町子ども・子育て会議設置条例を別紙のとおり制定する。

最初に、5ページをお開きいただきたいと思います。制定の趣旨でありますけれども、少子化の進行、家庭、地域を取り巻く環境の変化に対応して、子供や保護者に必要な支援を行い、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会を実現するため、子ども・子育て支援法に基づき、町長の附属機関として中頓別町子ども・子育て会議を設置するというものであります。

別に今回この条例に関する説明資料を添付させていただいておりますけれども、子ども・子育て3法等にのっとりまして、平成26年度中に地域の子ども・子育ての地域計画を策定する。そのために設置をしていく機関であります。

3ページをお開きいただきたいと思います。中頓別町子ども・子育て会議設置条例。

条文については全部読み上げないで、簡略に説明をさせていただきたいと思います。

第1条につきましては、設置の趣旨でありまして、先ほど申し上げましたとおり子ども・子育て支援法に基づいて町長の附属機関としてこの会議を設置するという規定を設けております。

所掌事項といたしましては、法第77条に掲げる事務ということで、町長の諮問に応じて子ども・子育て支援の施策に関し提言することができるというふうにしております。

組織につきましては、10名以内で、1つに、子ども・子育てに関する団体の代表者、2つ目に、法第6条第2項というふうにしておりますけれども、これは親権を行う者、未成年後見人その他の者で子供を現に監護する者という方からの代表、3号といたしまして、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業、これにつきましては地方公共団体、地域における子育て支援を行う者という規定がありまして、それに従事する者で

あります。4号といたしまして、保健、福祉の各分野に関し識見を有する者ということ
あります。任期2年で、再任を妨げないという規定を設けております。欠員については、
残任期間であります。

第4条につきましては、役職として会長、副会長を置く規定を設けております。

第5条につきましては、会議について会長が招集するという規定のほか、必要な規定を
設けております。

第6条につきましては専門部会が設置できることの規定、第7条につきましては事務局
に関する規定を設けております。

この会議につきましては、先ほども申し上げました説明資料のほうに規定していますと
おり、子ども・子育て支援事業計画の中に盛り込む地域子育て支援拠点事業等々から放課
後児童クラブなどの内容についての審議を行うほか、その他全般的に子ども・子育ての支
援施策の実施に関する内容について審議を行うという予定であります。既にこの関係で地
域の保護者の方に対しましてニーズ調査を実施しておりまして、この集計を行った上で、
年度内に一度会議の開催を図り、26年度中に3回程度の会議の開催をした上で子ども・
子育て支援事業計画を策定していくというようなスケジュールで考えているところであり
ます。

以上、簡略でありますけれども、説明を終わらせていただきたいと思います。よろしく
ご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 会議の委員を10名以内で構成するということですが、
実際には何名ぐらいで構成されますかということと、（2）の子供の保護者というところ
がありますけれども、この保護者はその定員の中で何人ぐらい予定していらっしゃるか、
どのように保護者の中から選ばれるのかということをお伺いします。

それと、資料のほうにありました支援事業計画の中のファミリーサポートセンター事業
というのはどういうものでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 具体的な会議のメンバーについては、この条例の議決を
いただいた後で協議を行っていく予定としております。基本的には委員については10名
を想定して協議を行っていきたいというふうに考えております。その中で、子供の保護者
について何人ぐらいかという問い合わせでありますけれども、基本的にはできるだけこの
4項目にバランスよく配置を考えていきたいというふうに思っております。ただ、特に第
3号の具体的な事業に従事する者ということになると本町の場合は限られているので、若
干ここが少な目になるかもしれませんが、あとについてはバランスよく配置をして
いくのが望ましいのではないかと考えております。

それと、ファミリーサポートセンターにつきましては、本町には実際にはございません

けれども、子育てする親子が家族単位で集まって支援し合ったり交流し合ったりする、そういう場であるというふうにご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 私は、子育て支援法に基づくものですから、内容的には異議はありませんが、1つ疑問に思いますのは、従来から子育ての組織がありまして、教育委員会サイドでやっていたと思います。それが昨年でしたでしょうか、理由もはっきりわからないのですけれども、組織を解散するような話が書類で入ってきました。子育ての組織は補助金を出して何十年か続いたはずなのですが、その組織がなくなってしまうというときにその理由がはっきりしなかったのですが、教育長にその辺を伺いながら、新たに出てくる法に基づく組織と従来の子育ての組織の整合性やら必要性、その辺、これはどこでやっていいことだけれども、教育サイドでやってきたのが終わりを告げて、今度は福祉関係でやるという、その辺が何かちょっとわけがわからないのです。新しい組織だから、わけがわからないところがあるけれども、従来の組織との整合性を教えてもらいたいと思います。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 従前の組織がなくなるというのはちょっと理解していないのですけれども、組織自体は今実際子育てだとか教育に係る組織はあります。ただ、ある中で同じような種類のことをやっているものがあるので、それを統合した組織にしようかということでの進めはしております。整合性につきましては、まだ十分な打ち合わせ等はありませんけれども、できた中で私どもも考えていきたいと思っております。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 私もそこら辺がちょっと気になったのです。それで、今回は保健福祉課が所管になるのだと思うのですけれども、当然のことながら教育委員会との絡みが絶対ないわけではないですよ。それで、今東海林さんもお話しされたのですけれども、教育委員会との絡みをどうするのか、当然ながら保健福祉課独自でやるということではないと思うので、その点をまずお聞きしたいのと、あと子育て支援事業計画、これを26年中につくりたいというのですけれども、この計画のスパンはある程度のスパンを置いて計画をつくるのか、年数です。10年計画ですとかそういう形でつくられるのか、その2点についてお聞きします。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 先ほどの東海林議員の質問とも関連するのですけれども、今回設置する会議はあくまでも町長の附属機関である諮問機関というふうにご理解をいただいて、具体的に子育て支援の活動をする団体等とは当然意見を集約したりしていくという意味での関連づけはございますけれども、そういう性質としてご理解をまずいただきたいというふうに思います。当然今柳澤議員がおっしゃったように、新しいこの会議の運営を含め、その事業計画の策定プロセスにおいては保健福祉課と教育委員会が一体になって

進めていきたいと、こども館を含めてやっていくという考え方でいるということであり
ます。計画期間については、基本的に5年の想定がされておりますので、そういう計画を持
っていきたいというふうに思います。なお、従前次世代育成支援地域計画というのがござ
いまして、これは保健福祉課のほうで所管をしております、完全にとということではあり
ませんけれども、こういった事業のフレームから今度の新しい子ども・子育て支援3法と
いうふうにフレームが変わっておりますので、それに対応した会議として会議の所管とし
ては保健福祉課のほうで担当していきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第53号を採決し
ます。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号 中頓別町子ども・子育て会議設置条例は原案のとおり可決され
ました。

議案第54号～議案第57号

○議長（村山義明君） 日程第2、議案第54号 中頓別町延滞金徴収条例の制定の件、
日程第3、議案第55号 中頓別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の
制定の件、日程第4、議案第56号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定
の件、日程第5、議案第57号 中頓別町公共下水道事業受益者分担金条例の一部を改正
する条例の制定の件を一括議題とします。

本件について順次提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第54号 中頓別町延滞金徴収条例の制定については、総務
課長に内容の説明をいたさせます。

議案第55号 中頓別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いては小林保健福祉課長、議案第56号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の
制定についても小林保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

議案第57号 中頓別町公共下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例の制定
については、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。それでは、

私のほうから、内容はほぼ同じであります、トップバッターということで、議案第54号 中頓別町延滞金徴収条例の制定について、制定の要旨からご説明申し上げます。

9ページをお開きください。本議案は、平成25年度税制改正に伴いまして、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたところでありまして、この法改正において、市中金利が低金利で推移していることから延滞金の割合等についても見直しが行われたため、これに準じまして町税以外諸収入金の徴収に関する条例、これまでであった条例を廃止するとともに、新たに中頓別町延滞金徴収条例を制定して整合性を図るという内容になっております。

市町村の歳入の滞納に係る延滞金の徴収は、地方税等の個別法において特別の定めがある場合を除きまして、地方自治法第231条の3第2項の規定に基づき、条例の定めるところにより行うことができるというふうになっております。この規定に基づく延滞金の額につきましては、法令に具体的な定めは置かれておりませんが、一般的には地方税の規定による税の延滞金の額と均衡を失しないように措置することが適当であるという行政実例がございます。必ずしも地方税と同一にしなければならないというものではございませんけれども、税条例と同じ率を定めている市町村が多く、本議案もこれに倣って制定させていただきたいというものであります。延滞金に関する町税条例は、平成25年3月31日付で専決処分改正されまして、平成26年、新年1月1日から施行される運びとなっております。

今一括議題となりました本議案を含む議案第55号、56号、57号につきましては、町税条例と同じ延滞金利息、施行日を適用する改正となっておりますので、あらかじめご了承をお願いしたいというふうに思います。

それでは、6ページをごらんいただきたいと思っております。議案第54号 中頓別町延滞金徴収条例の制定について読み上げて提案いたします。

中頓別町延滞金徴収条例を別紙のとおり制定する。

平成25年12月15日提出、中頓別町長。

7ページの本文を読み上げて提案します。中頓別町延滞金徴収条例。

第1条、趣旨でございますが、この条例は、地方自治法第231条の3第2項の規定に基づく分担金、使用料、手数料及び過料その他町税外収入金に係る延滞金の徴収については、別に法令又は条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2条、手数料の徴収でございます。税外収入金の納付について督促状を発したときは、1通につき100円の手数料を徴収する。

第3条、延滞金の納付等でございますが、税外収入金の納付義務者に対しては、納期限の翌日から納付の日まで当該未納金額に対し年14.6%（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については7.3%）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。

第4条、延滞金の端数計算でございますが、延滞金額の計算の基礎となる未納金額に1、

000円未満の端数があるときは、その端数金額を、未納金額の全額が2,000円未満であるときは、その全額を切り捨て計算するものとする。

第2項であります。延滞金の確定金額に100円未満の端数があるときは、その端数を、延滞金の確定金額そのものが100円未満であるときは、その金額を切り捨てるということであります。

第5条は、減免の規定でございまして、納付者が滞納したことについてやむを得ない事情があると認める場合には、町長は、第2条の手数料及び第3条の延滞金を減免することができるものとしてあります。

第6条については、委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項があれば、町長が別に定めるということであります。

附則でございまして、第1項であります。この条例は、税条例とあわせまして平成26年1月1日から施行する。

2項であります。町税以外諸収入金の徴収に関する条例、これは昭和50年につくられた大変古いものでございまして、これは廃止するということあります。

3項は、経過措置でございまして、この条例による廃止前の町税以外諸収入金の徴収に関する条例の規定による延滞金についてはなお従前の例による。

今回最も大事な部分が次の第4項でございまして、第3条の延滞金の割合の特例を定めるものでございまして。当分の間、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する延滞金の年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。）、この特例基準割合については現在2%ということを押さえていただきたいと思っております。が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に、つまり2%に年7.3%の割合を加算した割合、2プラス7.3ですから9.3%ということになります。年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合2%に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）、この割合については2%プラス1%ということによって3%になるということでございます。

あと、第3条とその特例に当たる附則につきましては、若干補足をいたしますと、延滞金の割合は本則附則割合が先ほど申したとおり1カ月は年7.3%、1カ月経過後は14.6%というふうに定められております。これが第3条ということございまして、先ほど保健福祉課長から話がありましたが、保健福祉課提出の資料をちょっとごらんいただきたいと思っております。そこを1枚めくっていただきますと、ここに延滞金の割合の見直しに伴う所管例規の改正というのが載っております。その(2)に改正内容が表にまとめて書かれてございます。今提案している内容は、これと全く同じでございます。ここに書かれております表の一番上、納期限の翌日から1カ月を経過した日から納付の日までの年間利率、特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、特例基準割合が2%でありますので、

2 プラス7.3でここが9.3%になるということでご理解いただきたいと思います。それから、その横の納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間、これにつきましては特例基準割合2%に年1%の割合を加算した割合、つまり3%になるということでご理解を願いたいということであり、特例基準割合につきましては、平成22年1月1日から4.3%で変動がありませんでしたが、今回市中金利が下がっているということでご理解を願いたいと思います。

大変長くなって申しわけございませんけれども、以上でございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 議案第55号 中頓別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

14ページに改正の趣旨を記載しておりますけれども、基本的には先ほど総務課長が説明したものと全く同内容の改正内容なのでありますけれども、これまで後期高齢者医療に関する延滞金について個別の規定を設けておりましたけれども、今回地方自治法の改正が26年1月1日から適用されるということに対しまして、関係規定についての整備を行うものでありますけれども、新旧対照表を最初にごらんいただきたいと思いますが、従前附則におきまして延滞金の割合の特例を規定していたところであり、今回の改正につきましては、仮に町税条例における延滞金に関する規定が改正になった場合についても自動的に後期高齢者医療に関する条例も適用されるようにということであり、その附則を削った上で、第6条の規定におきまして今申し上げましたようなことが働く条項とさせていただいているところであります。

11ページ、改正の本文でありますけれども、第6条第1項を次のように改める。保険料の納付義務者が、納付期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、中頓別町税条例に規定する延滞金の計算に準じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならないとする規定を加えたというものであります。

続きまして、議案第56号であります。改正の趣旨、内容については今申し上げました後期高齢者の条例とほぼ同じでありますけれども、議案第56号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

改正の趣旨につきましては、同趣旨なので省略をさせていただきまして、まず新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思いますが、介護保険条例につきましては延滞金の規定につきましては第7条に規定を設けていたところであり、この延滞金の規定について、先ほど申し上げましたように町税条例が改正された場合について同内容が介護保険条例の延滞金についても自動的に適用されるような規定とさせていただいたと

いうものであります。

改めて16ページ、本文を読ませていただきたいと思いますけれども、第6条ただし書き中「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加える。これは、引用法令についての法令番号等が欠落しておりましたので、この際に加えさせていただいたということであります。

それと、今回の改正趣旨でありますけれども、延滞金について第7条、保険料の納付義務者が、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、中頓別町税条例に規定する延滞金の計算に準じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならないという内容であります。

後期高齢者条例も含めてですけれども、附則については、平成26年1月1日の施行としているところであります。

以上、雑駁でありますけれども、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(村山義明君) 中原産業建設課長。

○産業建設課長(中原直樹君) 議案第57号 中頓別町公共下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町公共下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

22ページの改正の要旨でございますが、議案第54号から56号と同趣旨でございます。中頓別町公共下水道事業受益者分担金条例に規定する延滞金について、地方税法に規定する税の延滞金の額と均衡を失ないように措置するため、同法の改正により平成26年1月1日から適用される改正後の規定に準じ本条例の規定を改正するものでございます。

20ページの本文でございます。中頓別町公共下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例。

中頓別町公共下水道事業受益者分担金条例の一部を次のように改正する。

第11条の延滞金の徴収の改正でございまして、第11条第1項中「年14.6パーセントの割合を乗じて」を「中頓別町税条例に規定する延滞金の計算に準じて」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年1月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○7番(柳澤雅宏君) 条例そのものについては特に異議はございませんけれども、あえてちょっと質問させていただきたいのですけれども、延滞される方というのはおおよそ何

がしかの理由があって延滞されると思うのです。それで、議案第54号の場合は5条に、やむを得ない事情があったときに町長はこれを減免すると、ほかは特別な理由があった場合にとかという表現もしているのですけれども、これはどういうものを想定しているのか、私は滞納する人は何がしかの理由があって延滞すると思うので、特にこういう場合はというのがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） おっしゃるとおりでございます、これはこの条例に限らず、税なんかの分野でもあるわけでございます、例えば税については延滞金の減免規則を一応設けておりまして、その理由が幾つかございますけれども、やむを得ない理由といたしまして、1つは災害によって損失を受けたとき、あるいは貧困により生活のため公私の扶助を受けているとき、納税者、またはその者と生計を一にする親族の病気など、生活困窮状態にあるとき、あるいは退職または失職等により収入の減少、それからもろもろありますけれども、最後に今申し上げた各号との均衡上特に必要があるときということがありまして、これらを参考としてといいますか、税に準じた今回の延滞金条例でありますから、これらにほぼ沿った内容になるのかなというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 今の減免することができるという規定ですけれども、介護保険のところだけに特別な理由があるとき減免できるとか、やむを得ない場合は減免することができる、それが無いのですけれども、介護保険だけ違うのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 済みません、今手元に関係規定を持ってきていないので申しわけありませんけれども、基本的には今申し上げた事情による滞納が生じた場合については同一の取り扱いになるというふうにご理解いただければと思います。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより議案第54号 中頓別町延滞金徴収条例の制定について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第54号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号 中頓別町延滞金徴収条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第55号 中頓別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第55号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号 中頓別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第56号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第56号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第57号 中頓別町公共下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第57号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 中頓別町公共下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第60号～議案第61号

○議長(村山義明君) 日程第6、議案第60号 定住自立圏の形成に関する協定の一部変更の件、日程第7、議案第61号 宗谷公平委員会に関する協議の件を一括議題とします。

本件について順次提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第60号 定住自立圏の形成に関する協定の一部変更につい

ては、遠藤まちづくり推進課長に内容の説明をいたさせます。

同じく、議案第61号 宗谷公平委員会に関する協議も遠藤まちづくり推進課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 議案第60号 定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について。

稚内市及び中頓別町の間において定住自立圏の形成に関する協定の一部を別紙のとおり変更するため、中頓別町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

平成25年12月15日提出。

32ページをお開きいただきたいと思います。変更の理由、これまで各市町村において設置していた公平委員会を平成26年度から宗谷公平委員会として共同設置するため、機関の共同設置に関する事項を連携する具体的事項に追加するため、今回の変更を行うものであります。

31ページ、新旧対照表であります。別表第3、第3条関係であります。従前はここに人材の育成・強化が記載されておりましたが、これに2として機関の共同設置を追加するものであります。自治体事務の効率化と活用に係る利便性の向上を図るため、取り組みの内容としては行政委員会等の機関を圏域内で共同設置することにより、事務の効率化を進める。甲の役割、甲とは稚内市を指しますが、行政委員会等の機関が行う行政事務について検討し、共同処理が可能なものを共同化することにより、より効果的、効率的な行政事務を進める。乙の役割、乙は中頓別町を指しますが、行政委員会等の機関が行う行政事務について、共同処理が可能なものを共同化することにより、より効果的、効率的な行政事務を進めるといふ、この文言を追加するものであります。

なお、この協定の締結に当たりましては、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するというものであります。

それから、33ページ、議案第61号 宗谷公平委員会に関する協議。

稚内市、猿払村、浜頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、稚内地区消防事務組合、南宗谷衛生施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、利尻島国民健康保険病院組合、利尻郡清掃施設組合、利尻郡学校給食組合及び西天北五町衛生施設組合と協議により、別紙のとおり規約を定め、宗谷公平委員会を共同設置することについて、地方自治法第252条の7第3項の規定により、議会の議決を求める。

37ページ、制定の趣旨であります。地方公共団体がその事務を処理するに当たって、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げることが求められており、地方自治法において自治体事務の簡素化、効率化を図る手段として市町村等に設置することが義務づけられている委員会や委員等の機関について共同設置することができる規定が設けられていることから、法の趣旨にのっとり、宗谷管内において公平委員会を

共同設置するため、本規約を制定するというものであります。

34ページであります。規約の内容について、全文は省略させていただきながら、かいつまんで説明をさせていただきます。

第1条は、設置に関する規定でありまして、先ほども読み上げた1市8町1村8一部事務組合におきまして、地方公務員法第7条第4項の規定に基づいて、共同設置をして公平委員会を設置することの規定であります。

第2条では名称の規定を、第3条では公平委員会の執務場所の規定を、第4条では公平委員会の委員の選任方法について、第5条では公平委員会の事務を補助する職員の規定を、第6条では負担金に関する規定であります。公平委員会に関する関係市町村等の負担金の額は、関係市町村等の長等がその協議により決定しなければならないということの規定を行い、第2項、第3項をそれぞれ設けたところであります。

第7条では、特定の事務に要する経費に関する規定でありまして、関係市町村等のうち特定の市町村または一部事務組合が専ら当該市町村または一部事務組合のために公平委員会をして特定の事務を管理し及び執行させる場合において、当該市町村または一部事務組合は、これに要する経費を前条第1項の規定による負担金とは別に、稚内市に交付するものとするという規定であります。

第8条では予算に関する規定を、第9条では公平委員会に関する稚内市の決算報告に関する規定を、第10条では公平委員会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程に関する規定を、第11条では公平委員会の委員の身分の取り扱いに関する条例、規則その他の規程に関する規定を設け、第12条では公平委員会の委員の懲戒処分等に関する規定を設けたところであります。

また、第13条は補則規定でありまして、この規約に定めるもののほか、公平委員会の担任する事務に関し必要な事項は、関係市町村等の長等が協議をして定めるということになっております。

附則、第1項、この規約は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の規定は同年2月1日から施行する。

第2項では、この規約の施行後最初に選任される公平委員会の委員の選任のための手続その他この規約を実施するために必要な準備行為は、この規約の施行の日前において行うことができるという規定を設けたところであります。

第3項については、関係市町村等の長等は、この規約の施行の際、現に効力を有する第11条第1項の規定による稚内市の次に掲げる条例及び規則を公表しなければならないということで、第1号から第5号まで規定をしたところであります。

なお、36ページでありますけれども、第1条関係の別表とは、そこに記載された1市8町1村8一部事務組合を指すものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○7番(柳澤雅宏君) 公平委員会は、町民あるいは組織等から不服申し立てがあったときに当然その内容について審議すると思うのですけれども、ほかに公平委員会としての仕事というのはどういうものがあるのか、ほかにあるのであれば、お聞かせいただきたい。それで、このままでいけば当町の公平委員会がなくなるわけで、そのときに不服申し立てが町民の中にあった場合、どこを窓口として受け付けるのか、その点をお聞きしたいのと、それから町村は全て入っているのかなと思うのだけれども、宗谷管内にある一部事務組合がすべからくこれに参加されているのか。その3点についてお聞きします。

○議長(村山義明君) 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(遠藤義一君) 基本的に公平委員会の事務は、職員の苦情処理が主たるものというふうに思っておりますので、町民が公平委員会に対して何か申し立てをするというようなことはないというふうに判断しています。

それから、今回は宗谷管内における全ての市町村と一部事務組合がすべからく全部の組合が入っての組織というふうに理解をしていただければというふうに思います。

2点目は……

(「もしあったら、どこを窓口にするのか」と呼ぶ者あり)

○まちづくり推進課長(遠藤義一君) 今の段階では従来どおり、今でいくと公平委員会の事務局は議会のほうに置いてありますので、職員の窓口は総務というふうになりますので、そこら辺は今後どちらかになるというふうにはなろうと思っておりますけれども、一応どこかは窓口が設定されるということになります。

○議長(村山義明君) 東海林さん。

○4番(東海林繁幸君) 私が聞こうとしたのは窓口の問題なのです。これは議会運営委員会の話題の中にも入っていたのだけれども、少なくとも今回の公平委員会の扱いについては公平委員会の事務局が全く説明していない。会議も一度行ったというふうには聞いております。まちづくり推進課長の一連の説明の中で、窓口はまだ議会ですよという考え方、これは町長、どうなのですか、他町でこういうのあるのですか、議会事務局で公平委員会を扱っているのは、私はないと聞いています。この際だから、システムがこういうふうに変ったのだから、もう少しきちんと窓口を所管がえするような形は考えられませんか。

○議長(村山義明君) 野邑町長。

○町長(野邑智雄君) 公平委員会の窓口については、それぞれ考え方がそれぞれの町村であろうかなと思います。私は、地方公務員法の公平委員会の事務の処理をする関係が職員の給与だとか、勤務時間だとか、その他の勤務条件に関する措置の要求があったとき審査をするのが公平委員会であると。町の職員の給与だとか、勤務時間だとか、その他の勤務条件を決めたものを執行するのは窓口が総務課であります。そうすると、執行する総務課が今度職員の措置の要求があったときに受ける、その事務を一緒にやるというのは私は好ましいものではないと、そういう解釈をしているのです。ですから、町長の任命権の及

ぶ部署で同時に執行もする、それから措置の要求も受けるという形をとるということは私は、個人的にはですよ、好ましい部署では、ほかの町村が総務課に置いていますから、そういうのは私は好ましくないと思うのです。そういう意味も込めて、昔から議会に公平委員会の事務局を置いたのでなかろうかなと思います。言えば職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障する機関である。ところが、人事権だとか、職員の給与だとか勤務時間を執行するのは総務課なのです。ですから、それを一緒にするのは、事務の処理の方法論としては好ましくない、こういう考え方を私は持っているのです、今までどおり議会が、これは議会事務局が必ずいいというわけではありません。だけれども、今の事務の執行のやり方としては、私は形としてはいいのではないかなと、こういうぐあいに理解をしているわけですから、恐らくほかの町村ではほとんどが総務課でやっていると思います。余り議会でやっているという話は聞きませんから。ただ、本当にそれがいいのかどうかということとはそれぞれの考え方があるのでなかろうかなと、こう思います。そういうことで、答弁になるかどうかは別にして、ご理解をいただければなと思いますけれども。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 町長の考え方は、私も同じように考えていました。基本的には、総務課ではやっぱりまずいと思うのです。訴えられるところが裁判所になっているようなことにはならないと思うので、だからそれは私もそういうふうな考え方を持っていますけれども、だから議会でいいということにはならない。町長は、任命権者が違うから、違ったほうがいいだろうというので議会でやると、それでは農業委員会でも教育委員会でもいいことになります。はっきり言うと、町長の論法で言うと。結局はっきり言うと大したことのない仕事、仕事の量としては、だから、それはどこへ置いても、議会へ置いても議会の仕事がそがれるとかという問題ではないけれども、あり方として管内的な動向も見て、管内的に総務課、私は総務課はだめだと思うけれども、例えば今説明したまちづくり推進課に置いてもいいだろうと思うし、その辺、今回追加で条例、所管事務の変更が出たけれども、これぐらいきちっと考え直してもいいのではないですか、基本的には任命権者の問題ではないと思うのです。ただ、総務課は、私はふさわしくない。では、ほかの課でやってもいいのではないのかなというふうに思うのです。会議をやったときに1町だけが議会事務局長が出るという不自然さはどうしてもぬぐえないものがあるのではないかなと思うのですから、一応申し上げました。検討してくれるかどうかだけ答えてもらいたいです。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） どこが所管をするのが一番ベターなのかというのはなかなか難しいところではありますが、基本的にはさっき申し上げたとおり、総務課で対応することについては私は好ましくない、こういうような考えを持っております。全道的な町村の調査をしてみて、どこが一番いいのかということも北海道町村会等々からも意見を聞いて判断をしてみたいと、このように思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 当然のことながら、町の現公平委員さんにこの内容等について説明されているのかどうかをお聞きします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 11月にそれぞれの委員さんに私が出向いて説明をして、了解をいただいております。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより議案第60号 定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第60号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号 定住自立圏の形成に関する協定の一部変更は原案のとおり可決されました。

これより議案第61号 宗谷公平委員会に関する協議について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第61号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号 宗谷公平委員会に関する協議は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（村山義明君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第62号

○議長（村山義明君） 日程第8、議案第62号 平成25年度中頓別町一般会計補正予

算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第62号 平成25年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、和田総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、議案第62号 平成25年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。平成25年度中頓別町一般会計補正予算。

平成25年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億422万5,000円を追加、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,272万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成25年12月15日提出、中頓別町長。

4 ページをお開きいただきたいと思います。第2表、地方債補正でございます。

地方債補正については、過疎対策事業債の限度額の変更で、変更前の限度額7,510万円を変更後1億4,350万円とするもので、内容につきましては6丁目線交付金事業、水槽付消防ポンプ自動車更新購入事業が地域の元気づくり交付金事業の対象となったことによる充当による減であります。あと森林管理道弥生線開設事業は事業費の確定に伴う限度額の変更となっております。過疎地域自立促進特別事業は、過疎債が平成22年度からソフト事業にも充当できるようになったことから、農業体験交流施設「もうもう」、「オガル」の運営に係る指定管理料ほか12事業の財源とするもので、8,120万円を新たに計上しております。いずれにつきましても、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費では、既定額に79万7,000円を追加し、1,849万1,000円とするものでございます。内容は、19節負担金補助及び交付金におきまして、町が天北厚生園に貸与しております旧中頓別農業高校の農機具庫が本年4月7日の強風によりまして屋根、軒先、シャッターが破損ということでございまして、町有施設でございますので、全国自治協会の災害共済保険が適用できるということで、天北厚生園で実施した修繕工事費153万3,900円のうち、風水害によるものは半額が補償対象になるということでございまして、残りの半額分を保険金として予算計上すると

いう内容でございます。

10目情報推進費では、既定額に1,940万5,000円を追加し、2,785万円とするものでございます。関連がございますので、12節役務費、13節委託料、18節備品購入費をまとめて説明をいたします。本事業につきましては、第7期総合計画に中頓別町電子自治体事務事業、職員端末更新事業として平成26年度に1,834万3,000円で予定をしておりましたけれども、庁内で職員が使用している端末は国の地域イントラネット事業により平成13年から平成15年に導入されたもので、機器本来の耐用年数5年を大幅に超える10年を経過しているということございまして、頻繁に発生する故障にメーカーでも部品がなくなり、在庫部品も底をつく危機的な状況となっております。また、端末の性能が低いため、導入している各種システムの稼働に時間がかかり、事務の非効率、遅滞による住民への影響が懸念されるところであります。さらには、平成26年、来年4月で現在使用している端末のOS、ウィンドウズXPであります。それとオフィス2003のサポートが終了するというところで、安全対策上のリスクが非常に高まることから、文書を電子メールでやりとりをしております道からもサポートの終了した機器については利用を停止するように通知をされているところでございます。平成26年4月から消費税率がアップすることも勘案しまして、平成25年度に前倒して実施するものでございます。なお、消費税率5%と8%では、当該事業分の予算ベースでございますが、約50万円弱の差が出るものというふうに見込んでおります。個々の節の内容についてご説明いたします。12節役務費では、今回入れかえる職員用端末81台分、37万3,000円のほか、これまで処分をされてこなかったパソコン及び周辺機器が150台あるということで、この分に関する処理料51万円を合わせまして88万3,000円の処分料の計上となっております。13節委託料は、情報処理上最も重要なセキュリティー環境の設定のほか、内部ネットワーク及び外部インターネット環境の整備のほか、業務システムとの接続環境の設定など、極めて高度な電子情報処理組織を必要とする委託業務として252万1,000円を計上するものでございます。18節備品購入費は、先ほど申し上げました職員用端末81台、1,574万3,000円と老朽化し、故障したプリンターの代替機としてモノクロのレーザープリンター1台、25万8,000円、合わせまして1,600万1,000円を計上させていただくものでございます。

11ページをごらんいただきたいと思います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、既定額に138万円を追加し、1,617万3,000円とするものでございます。内容は、20節扶助費において46世帯分、1世帯当たり3万円を福祉灯油助成金として計上するものでございます。

2目老人福祉費では、既定額に329万9,000円を追加し、1億8,227万2,000円とするものでございます。内容は、19節負担金補助及び交付金として、平成24年度後期高齢者医療広域連合医療給付費負担金の確定、精算に伴う追加計上でございます。

10目介護予防事業費では、既定額に2万1,000円を追加し、62万1,000円とするものでございます。内容は、13節委託料で、介護認定要支援者1名が住所地特例で他町のケアホームに入所したことに伴いまして、新たな居住地である介護予防支援事業所にサービス利用計画の作成を委託するための計上でございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費では、既定額に13万6,000円を追加し、7,213万7,000円とするものでございます。内容は、11節需用費において、農業体験交流施設「オガル」の温室にある加温器が設置から10年を経過し、経年劣化により設定温度を保つためのコントローラーが故障したことから、修理のため同額を計上するものでございます。

4目有害鳥獣対策費では、既定額に24万円を追加し、788万8,000円とするものでございます。内容は、8節報償費において、ヒグマ捕獲報償費を今年度のこれまでの実績4頭捕獲を勘案し、春グマ捕獲等に備えてさらに3頭分、1頭当たり8万円を追加するものでございます。

5目農業者年金費では、既定額から4万1,000円を減額し、39万1,000円とするものでございます。内容は、農業委員会補助金、農業者年金事務委託金に係る事業実績がほぼ確定したことに伴い、9節旅費、19節負担金補助及び交付金の減額でございます。

2項林業費、2目林道費では、既定額から88万6,000円を減額し、7,974万2,000円とするものでございます。内容は、森林管理道弥生線開設事業、林道維持補修工事、林業専用道松音知2号線、兵安4号線及び敏音知1号線整備事業の事業費、工事請負費の額が確定したことに伴いまして、9節旅費から11節需用費、13節委託料、15節工事請負費、19節負担金補助及び交付金までをそれぞれ減額するものでございます。18節備品購入費につきましては、現在使用している図面焼き機が購入から17年を経過し、コピー後の汚れがひどく、判別不能の状況であり、また交換部品もない状態となったため、180万円を計上し、入れかえをするものでございます。保守料に関しましては、13節委託料の中に5万7,000円を計上してございます。

14ページをごらんいただきたいと思います。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費では、既定額から12万円を減額し、2,875万8,000円とするものでございます。内容は、6丁目線交付金工事の事業費が確定したことに伴い、15節工事請負費11万円、22節補償補填及び賠償金1万円を減額するものでございます。

15ページをごらんいただきたいと思います。消防費でございます。9款消防費、1項1目消防費では、既定額から272万9,000円を減額し、1億8,738万7,000円とするものでございます。内容は、19節負担金補助及び交付金で南宗谷消防組合負担金を減額するものですが、詳細につきましては平成25年度一般会計予算（別紙内訳）明細書というのがございますので、そちらでご説明したいと思います。最後のページでございます。常備消防費、中頓別支署費では、2節給料で職員3名の昇格に伴い、61万3,

000円を追加計上ということでございます。13節委託料では19万円を減額しております。内容としてはB型肝炎検査委託料で5万8,000円、救急救命士ウイルス予防接種料で13万2,000円、いずれも執行残による減額計上というふうに伺っております。18節備品購入費では7万7,000円の減額、これにつきましては消防用ホースで1万2,000円の減、FRP製空気ボンベが6万5,000円の減、いずれも見積もり合わせによる精査での減額計上となっております。19節負担金補助及び交付金については、202万7,000円の減でございます。消防本部負担金では216万8,000円の減額としておりまして、その内容は消防本部費、議会費等で22万1,000円の減額、消防救急デジタル無線実施設計料の入札による精査で21万6,000円の減額、充当財源として前年度繰越金162万7,000円、住宅使用料追加分10万4,000円が消防組合会計の歳入へ追加されたことによる減額補正というふうになってございます。退職手当組合負担金では、職員の昇格に伴いまして14万1,000円の追加計上ということでございます。

消防施設費、15節工事請負費では、消防吏員待機宿舍改修工事の入札による精査で13万7,000円の減。

非常備消防費、消防団費では既定額に23万9,000円を追加し、874万1,000円とするもので、9節旅費で4月と6月の災害出動を受け、手当執行により、今後の災害に備え、災害出動手当23万9,000円を追加するという内容でございます。

消防施設費では、既定額6,269万3,000円から115万円を減額計上し、6,154万3,000円とするもので、18節備品購入費で水槽付き消防ポンプ自動車の入札の減によるものでございます。

以上でございます。

16ページをごらんいただきたいと思います。13款諸支出金、2項基金費、3目地域活性化基金費では、新たに8,120万円を25節積立金として計上するものでございます。

4目ふるさと応援寄附基金費では、指定寄附2件分、15万円を25節積立金として新たに計上するものでございます。

5目未来を担うこどもの健全育成と教育の基金費では、お二人からのご厚志として13万7,300円の寄附がございまして、その10倍に当たる137万3,000円を25節積立金として計上するものでございます。

6ページにお戻りいただきたいと思います。歳出合計、既定額に1億422万5,000円を追加し、29億8,272万7,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。7ページをごらんいただきたいと思います。13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額に1,056万3,000円を追加し、7,730万9,000円となっております。1節社会資本整備総合交付金、水槽付き消防ポンプ車更新事業で1,257万2,000円を減額し

た一方、3節元気臨時交付金、地域の元気づくり交付金の対象となったため、1,681万円を振りかえ、残りの交付金枠632万5,000円を6丁目線交付金事業に充当し、過疎対策事業債を減らすための計上となっております。

14款道支出金であります。2項道補助金、1目民生費補助金では、既定額に50万円を追加し、824万6,000円となっております。内容は、5節地域づくり総合交付金50万円を福祉灯油の財源として計上するものでございます。

3目農林業費補助金では、既定額から175万2,000円を減額し、1億160万円となっております。内容は、1節農業委員会補助金として農業委員会活動推進事業交付金7万2,000円の追加、4節林道開設事業補助金として森林管理道弥生線開設事業ほか3事業の事業費確定に伴う補助金の減額、追加でございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。16款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金では、新たに28万7,000円を計上するもので、内容は1節総務費寄附金として指定寄附金4件分、28万7,300円を計上するものでございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目天北線代替輸送確保基金繰入金では、既定額から1,481万8,000円を減額し、278万1,000円とするものです。内容は、1節天北線代替輸送確保基金繰入金、代替バス運営費分を過疎対策事業債ソフト事業分に振りかえたことによる減額でございます。

18款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に4,026万9,000円を追加し、6,078万8,000円とするものでございます。内容は、1節前年度繰越金として同額を追加計上するものであります。

9ページをごらんいただきたいと思います。19款諸収入、5項収益事業収入、1目介護保険サービス収入では、既定額に2万1,000円を追加し、62万1,000円とするもので、内訳は、歳出でご説明いたしました。1節居宅介護予防サービス計画費収入で国保連からの収入2万1,000円を追加するものであります。

6項1目雑入では、既定額に75万5,000円を追加し、995万9,000円とするもので、内訳は1節雑入で農業者年金事務委託金として4万1,000円を減額、町が天北厚生園に貸与している旧中頓別農業高校の農機具庫破損に係る建物災害共済保険金79万6,950円を追加するものでございます。

20款町債、1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額に6,840万円を追加し、1億4,350万円とするものです。この内容につきましては、第2表、地方債補正でご説明させていただいておりますので、省略をさせていただきたいと思います。

5ページに戻りますが、歳入合計、既定額に1億422万5,000円を追加しまして、29億8,272万7,000円とし、歳入歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 天北厚生園の農機具庫の施設なのですが、今後とも無償貸与でいくのか、無償貸与でいくのなら無償譲渡してしまったほうがいいのかなというふうにも考えるので、今後とも無償貸与でいくのかどうかお聞きしたいのと、それから寄附金があって、未来を担うこどもの健全育成の基金で10倍と言いましたよね、13万7,300円に対して10倍、どういう根拠なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 現在天北厚生園というか、社会福祉法人に無償貸与している施設は旧高校側の施設全部でございます。それで、町としてはその建物等について譲与しても構わないという話は法人のほうにしておりますけれども、法人のほうで財産を余り多く持ちたくないというようなこともあるのだらうと思いますけれども、現在のまま無償貸与でということでございます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） ちょっと今手元に資料がないのですが、10倍の根拠につきましては、教育委員会との協議の結果というふうに聞いております。寄附金の額では大変少額になりますので、それを使って云々ということはなかなかしがたいということで、その10倍を積むという約定があったというふうに聞いております。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 総務課長の説明に補足をしますけれども、ふるさと応援寄附をいただいたときに教育委員会所管の関係について、今総務課長が言ったように本当に寄附の額が少額であると、それで教育委員会教育長と相談をした中で、少額ではいろんな事業をやっていくのは大変難しいだらうと、そういうことで、当時10倍ぐらいの金額にして将来独自の中頓別町の教育委員会としての施策を執行できるようにしたらいいのではないかと、こういうような話をして了解をしていただいた中で、10倍という金額を積んでいこうと、こういうことに決めたと、こういうことであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 2点伺いたいと思います。

まず、1点目、10ページの職員用パソコンなのですが、当然のように必要なものですが、購入の仕方です。町としてはどうしても地元企業という形にはなるとは思いますけれども、この入札の方法をどう行うのかということと、私も最近パソコンを少しいじるようになって、詳しい人の話も聞いたら、今の時代はメーカーとこういった数で交渉したら恐らく半額以下になると、こういう言い方もしています。そういう観点からすると、地元の取り扱い商店を無視することにはならないのだけれども、もう少し納得する金額の納入にどういう心がけをするのか、または1店舗にさせないで、従来もあったと思うけれども、商工会等を通じてやったということもあったと思いますので、いろいろ方法はあろうと思いますけれども、どんな方法になるのでしょうか、1点。

それと、これは質問ではなくてお願いですけれども、基金関係をやったときに、では今

の状況はどうなったというのをちょっと説明の中に入れておけばわかることで、累積金額といいますが、そういったものを本当は括弧書きにしておいてもらえばありがたいなと思いました。

それと、これは質問なのですが、消防費の委託料で肝炎検査とウイルス予防接種料が減額になっています。減額になったということはどういうことなのでしょう、値段が安く終わったというのか、やらなかった人がいるわけでしょう、減額をそのまま認めていいのですか。

以上、それだけです。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） まず、パソコンの入札に関しましては、常任委員会の中でもご説明いたしましたが、基本的には地元発注を基本にしてやりたいと。過去の例でありませけれども、地元発注でもかなり価格の差は業者さんによってついているということを担当のほうから伺っております。全部が全部高いというわけでもないという話は伺っておりますが、今東海林議員が言われましたとおり、商工会等を通じて購入するというようなことは検討していきたいというふうに思っております。

それから、消防費のB型肝炎検査委託料でありますけれども、初回の抗体検査は全員受けると、それで判定がマイナスの場合は2回目の接種が必要になると、マイナスでない人は受ける必要がないということでの減額というふうに伺っております。あと、ウイルス予防の接種料については、全員がプラス判定ということで、ウイルス予防接種がそもそも執行されなかったと、それによる減額であるというふうに聞いてございます。

基金の状況等については、今後説明を少し改善してまいりたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 福祉灯油の関係について伺います。資料によりますと1世帯当たり3万円で46世帯、138万円の予算ということですが、去年と比べますと去年は1世帯当たり1万5,000円で110世帯の予定をしていたのだけでも、実績は46世帯だったと、そうではなかったかと思えます。それで、助成の対象についてですが、収入のところでは、24年の収入金額の合計が150万円、独居の場合は120万円以下であることとなっていますけれども、普通非課税世帯の場合は156万円以下となるところではないかと思うのですが、150万円という金額の根拠はということなのでしょう。1世帯当たり3万円の予算ということでは、非常に灯油が値上がりしていますので、この金額が1世帯当たり大きくふえたということについては大変いいことだと思います。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（吉田智一君） 1世帯当たりの根拠になりますけれども、国民年金を受けている方の基本の金額というのが、大体と言ったら変なのですけれども、80万円から90万円程度の方がいます。その方を網羅できる金額というところでの設定で考えた金

額というふうに理解していただければと思います。

以上です。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 国民年金を受給している人の基本が80万円から90万円というのですけれども、40年間満度に国民年金をかけても、年金が下がり続けている中で80万円になるのでしょうか、90万円は絶対あり得ないと思うのです。あり得ないといっても、例えば付加年金とかそういうものをかけていた人も含めるのでしょうか。それと、あと次に掲げる世帯に該当しないことというのですけれども、町税等の滞納がある世帯、生活が厳しくて税金を払えないという事情がある世帯があるのではないのでしょうか。一律に滞納がある世帯には支給しないということが当てはまるのかどうか、その点も伺います。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（吉田智一君） 収入については、議員がおっしゃるとおり90万円に達しない世帯も多いと思いますが、多いというか、そういう世帯ですけれども、そういう世帯の方を網羅できる金額というところでの設定というふうに考えております。

また、町税の滞納がある世帯ということもありますが、申請していただいたときに一応本人と面談をしながら、収入状況ですとか家族の状況ということを把握しながら、状況によってはちょっと検討していただければというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） そうしますと、福祉灯油の3万円の支給というのは、やはり申請方式で、福祉センターですか、担当のところまで対象だと思う人は出かけて申請するわけですか。46世帯というふうに予算を組んでいらっしゃるということは、既にその世帯、それから滞納がある世帯とかも把握した上での予算化ではないのでしょうか。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（吉田智一君） この46世帯という数字ですけれども、一応昨年の実績に基づいた世帯と、あと若干新たに対象になる世帯も含めた見込みの世帯というふうに理解していただければと思います。済みません。基本的には申請をいただいて収入状況の確認をする了承をもらうという形をとっていますので、申請をいただくということになっております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 今の滞納のある世帯の取り扱いをもう少し聞きたかったのだけれども、例えば12月で全部支払うべきことなのだろうけれども、たまたま大変な時期でそれを2月に予定しているというような、そういう世帯はだめなのか。滞納だから、滞納というのは納期までに納めないということだよ、その辺はどうなのですか。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（吉田智一君） 基本的には納期ということがありますけれども、その辺は申請に来られたときに状況を確認しながら、いつまでに納めてもらえるかとか、そう

いう確認をした上で検討していくというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 今の説明であれば、東海林さんの説明で、2月に払いますよと言って灯油を入れてもらおうと、だけれども結果的には2月には入らなかったと、そういうことだってあり得るでしょう。やっぱりそこら辺の線引きはちゃんと決めて、納期まで入っていないところは入れないとか、そこら辺ははっきりしておかなかつたら、後々これは問題になると思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（吉田智一君） 申しわけありません。その辺はしっかり本人と話をしながら、例えば納めるのを確認してからとかということでの対応にしていきたいと思えます。期限内というか、12月1日が基準ですけれども、その時点で納めていない方については、納めたのを確認するという事ですか、そういう状況を本人と話をしながら、支給する時期をおくらせるだとかという対応をとっていければというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 山本さん。

○6番（山本得恵君） 7ページの松音知2号線の林道整備の歳入337万円というのが補助になっておりますけれども、その中で13ページの歳出のほうでこの2号線が450万円というふうになっておりますけれども、これは当然補助金が決まったので、補正をするということだろうとは思っておりますけれども、この補正が承認されたら、当然業者に発注をするだろうけれども、この発注時期なんていうのは大体いつごろになるのか。そして、林道整備の場合の補助率のパーセントというのはどのぐらいなのか。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 林業専用道松音知2号線の開設事業の関係でございますけれども、これはもう既に発注をしております、実際の工事も完了しております。そこで、歳出のほうで委託料については予算どおり112万5,000円ほど減額、工事請負費のほうで450万円ほど追加をして、差し引きで337万4,000円ほど増額になっております。これは、執行済みで事業費の調整をするということで今回予算を計上させていただいたということございまして、これの交付金の率についてはほかの2本の林業専用道と同じく100%でございます。

○議長（村山義明君） 山本さん。

○6番（山本得恵君） 今ちょっと聞き漏らしたのかな、業者に対する発注時期は大体いつごろになるのか。終わっているのですか。

（「完了している」と呼ぶ者あり）

○6番（山本得恵君） わかりました。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討

論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第62号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号 平成25年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで、ちょっと早いのですが、昼食のために休憩といたします。1時から再開いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長(村山義明君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第63号

○議長(村山義明君) 日程第9、議案第63号 平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第63号 平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、吉田保健福祉課参事に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事(吉田智一君) 議案第63号 平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算。平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,343万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月15日提出、中頓別町長。

最初に、事項別明細書、歳出からご説明いたします。8ページをお開きください。4款

前期高齢者納付金、1項前期高齢者納付金、1目前期高齢者納付金では、既定額2万円に対しまして8,000円を追加し、2万8,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金におきまして、支払基金からの納付額の確定による不足額分を追加するものであります。

2目前期高齢者関係事務費拠出金では、既定額1万円に対しまして7,000円を減額し、3,000円とするもので、これにつきましても支払基金からの納付額の確定により、不用分を減額するものであります。

9ページをお開きください。6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金では、既定額1,239万9,000円に対しまして133万3,000円を追加し、1,373万2,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金におきまして、これも支払基金からの納付額の確定により不足分を追加するものであります。

5ページをお開きください。歳出、既定額3億1,209万6,000円に133万4,000円を追加し、3億1,343万円といたしました。

続きまして、歳入を説明いたします。6ページをお開きください。2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金では、既定額4,267万3,000円に12万円を追加し、4,279万3,000円とするもので、歳出でご説明いたしました介護納付金の追加分に係る国庫支出分によるものです。

4款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金では、既定額7,433万7,000円に対しまして1,000円を追加し、7,433万8,000円とするもので、歳出の説明での前期高齢者納付金の追加分に係るものであります。

5款道支出金、2項道補助金、1目調整交付金では、既定額1,439万5,000円に対しまして4万円を追加し、1,443万5,000円とするもので、歳出で説明いたしました介護納付金の追加分に係る道の支出分であります。

7款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金では、既定額1,302万1,000円に117万3,000円を追加し、1,419万4,000円とするもので、前年度繰越金として117万3,000円を追加するものであります。

4ページをお開きください。歳入、既定額3億1,209万6,000円に133万4,000円を追加し、3億1,343万円とし、歳入歳出のバランスをとっているところであります。

簡単であります、説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第63号を採決し

ます。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号 平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

議案第64号

○議長(村山義明君) 日程第10、議案第64号 平成25年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第64号 平成25年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、柴田病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 柴田国保病院事務長。

○国保病院事務長(柴田 弘君) 議案第64号 平成25年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。総則、第1条、平成25年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成25年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、支出とも既決予定額に2,301万2,000円を追加し、5億440万6,000円とするものです。

内容についてご説明いたします。10ページをお開きいただきたいと思います。支出についてご説明いたします。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費の既定予定額に変更はございませんが、給料及び手当で医師1名分及び看護師長分の既定予定額を減額しまして、賃金の不足見込みに充てるものであります。賃金の調理員賃金では、長期臨時職員2名の退職に伴って募集をいたしました。応募者が定着しないため、賃金単価を時給から月給に変更した単価アップ及び嘱託職員の早期退職により臨時職員の賃金分を計上するもので、189万7,000円の追加となりました。医療助手賃金、看護補助者賃金では、最低賃金の改定に伴う単価アップ分としての追加でございます。出張医賃金では、当初予定額では常勤医師2名が月1回、週末当直を行う予定で予算計上しておりましたが、実質もう一人の医師の確保ができなかったため、週末日当直の応援医師賃金として792万9,000円を追加するものです。看護師賃金では、看護師長の臨時賃金分及び育児休業看護師の代替賃金分として354万円を計上するものです。

2目材料費では、既定予定額に2,053万6,000円を追加し、7,333万6,000円とするものです。補正の要因といたしましては、入院患者の増加に伴う薬品費の

不足見込み額として2,053万6,000円を追加するものです。当初予定では、年間入院患者数を5,475人、1日平均15人で見込みましたが、現在の入院患者数の推移からしますと、年間延べ6,780人以上、1日平均18人以上となる予定をしております。薬品費の合計額が4,725万5,104円となる予定でございます。

次に、3目経費ですが、既定予定額に247万6,000円を追加し、6,115万9,000円とするものです。主な要因ですが、不足が見込まれます旅費交通費で58万8,000円の追加、職員被服費で10万3,000円の追加、燃料費の重油単価のアップ分といたしまして153万5,000円の追加、諸会費といたしまして、柴中院長を紹介していただきました北海道地域医療振興財団の賛助会費として25万円を新規計上するものであります。

支出合計ですが、既定予定額に2,301万2,000円を追加し、5億440万6,000円とするものです。

9ページ、収入についてご説明いたします。1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益ですが、既定予定額に2,301万2,000円を追加し、1億3,251万2,000円とするもので、補正の主な要因は支出で説明いたしました経費の補正予定額を見込まれる入院収益で追加計上するものであります。入院収益につきましては、11月末現在で9,655万7,650円で、このまま推移しますと1億4,000万円となる見込みであります。昨年と比較いたしまして、3,000万円ほど上回る見込みであります。そのようになるよう、院長を先頭に経営努力をしてまいりたいと思っております。

収入合計ですが、既定予定額に2,301万2,000円を追加し、5億440万6,000円として収入、支出のバランスをとっております。

以上で説明させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第64号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号 平成25年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

議案第65号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第65号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第65号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、追加と書かれたかがみの議案をお開きいただきたいと思います。議案第65号でございます。

まず、7ページの改正の要旨からご説明申し上げます。事務の一部所管がえを行い、事務の効率化を図るとともに、今まで以上に広報、広聴の役割を強化し、情報発信力を確立するための改正であります。

1ページをお開きいただきたいと思います。議案第65号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年12月15日提出、中頓別町長。

2ページ目、改正本文を読み上げて提案いたします。

中頓別町課設置条例の一部を改正する条例。

中頓別町課設置条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第10号「広報、広聴に関すること。」を「パートナーシップ、町民活動の支援に関すること。」に、同項第11号「統計に関すること。」を「交通安全及び防犯に関すること。」に、同条第2項中第8号「パートナーシップ、町民活動の支援に関すること。」を「広報、広聴に関すること。」に、同項第10号「交通安全及び防犯に関すること。」を「統計に関すること。」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

補足でございますけれども、現在まちづくり推進課が所管しておりますパートナーシップ、町民活動の支援に関すること及び交通安全及び防犯に関することを総務課、それから総務課が所管しております広報、広聴に関することをまちづくり推進課に移す条例改正の内容となっておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○5番（星川三喜男君） 改正の要旨を見たら、広報のことだけでこの条例を改正することになっているということなのですけれども、私が考えるのであれば、条例を変えるよりは広報の担当の職員をただかえればいいのかないのかなと、今なぜ条例まで変える必要があるのか聞きたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 広報のことについては、それぞれ町の人からもいろんなことを言われているのも事実でありますし、議員の皆さん方も今の広報のできぐあいのことについては心配をされているのかなど、このように思います。特に広報は、1つは町のいろんな施策の発信力、これを一つのメインとして考えておりまして、またことしの8月に外部評価委員会をしておりまして、その中でも今の事務分担で本当にいいのだろうかというような話もありました。1つは、広報として住民の知りたいことが余り記載されていないのではないかと、そうしてまたそのほかに広報内容をもう少し充実したものに見直すべきではないかと、こういうような話もありました。なぜそういう話になったかという、まちづくり推進課の持っている情報というのはそれぞれの課の中では一番多いのではないかと、こういうような話もありました。そして、もう一つは、まちづくり推進課で観光の担当がいるのだけれども、イベント等のときにまちづくり推進課の職員がイベントのお手伝いをしながら、一方で交通整理をしているのも違和感があると、そういう状況が町民の人から、少ない職員でまちづくりの観光を担当している職員が少ない中でイベントもやる、そしてなおかつ交通整理もやると、そういうことではイベントの充実も図れないのではないかと、そういう意味では交通整理はどちらかという住民グループのほうでやるほうがいいのではないかと、そういう意見もありました。そういう中であって、私も近隣町村を調べてみますと、住民課という課を持っていますけれども、そこが交通安全対策等々を担っている市町村が管内では多いと、こういうようなことも参考にして今回の改正をお願いすると、こういうことにしたということでご理解をいただければなと、このように思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 私のかつての経験からすると、企画サイドのほうが広報、広聴等々については適切であろうと思っています。ですから、変える内容自体はいいのだけれども、町長、何で今なのですかと逆に聞きたいのです。年度がえのときにやるとかというのならわかる。だけれども、町長に言わせればいいことは早くやりたいということになるのだけれども、何でもそういうふうがいいことを早くやろうと思ったら、いつでもいいから条例を直してどんだんいいことを早くやるというふうな姿勢を見せることも大事だと思うのです。それはそれとして、交通指導員が十数名いますよね、この方々では足りないから、町の職員が赤い棒を持ってやっているという、あれがちょっと不思議だったので。私もかつて数十年交通指導員をやったけれども、町の皆さんが直接立ってやると、交通指導員は何のためにいるのかなど。逆に職員は、事業というか、そういったイベントのほうに行くべきであって、あそこに立つ必要はないだろうと思います。もう少し割り切った考えたほうがいいのではないですかということが1つ。

そして、今これを総務課に持っていったら、まちづくり推進課の優秀な男性職員が対応してきたあれを今総務課へ持って行って、できるのですかという心配が1つと、だとすれば人事異動をするのだと考えざるを得なかったのですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 今回こういう時期に改正をお願いしたのは、一つはやっぱり事務の効率化を図りたい。特に、今予想されていますけれども、総務課、住民の主幹が勸奨で3月いっぱいでもやめられる。今は税務を担っていますから、3月いっぱいその職員が退職することによって税務の担当主査が1人になってしまう可能性もある。また、新しい職員を4月1日に発令をするということになると、賦課だとか、それから源泉徴収だとか、そういうものに税務の部分で支障が出る可能性もある。そういう面で、できることであれば今回改正をお願いして、若干ですけれども、1月1日で人事異動したいと、こういう狙いもあると、こういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） まず、パートナーシップ、町民活動の支援に関することがまちづくり推進課から総務課へ移る。それで、きのうの一般質問等でも、パートナーシップの相手として代表的な住民組織、自治会あたりはこの典型だと思うのです。それで、きのうの細谷さんの一般質問でも、ボランティア除雪に関して連合会と協議もなかつたろうということで、きのう小林課長は今後協議していくというふうに答えておりますし、東海林さんの一般質問の中でも自治基本条例でうたわれている自治会のまちづくりへの参加、それから7期総合計画の最重要課題12番でも、地域の支え合い、安全、安心でも自治会や社会福祉協議会を核として地域で支え合う仕組みを支援する。これは、まちづくりそのものだとは私は思うのだ。だから、これはあえて、平成20年にまちづくり推進課を新設したときにはそれなりの思いが、まちづくりの中核となる組織としてあえてつくったわけでしょう。それから、私はここの部分はまちづくり推進課の一番の核だと思うのだ。何でこれを外してしまって、そうしたらまちづくり推進課は何するのと言いたくなるのだけれども、ここの考え方をもう少し説明してもらえませんか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） まちづくり推進課の主体的な業務、総括的に言うと、どっちかという昔の企画の仕事なのです。総合計画の策定の担当課になる。そうして、それを実行していく、政策を実行していく一つの課である。今お話があったパートナーシップ等については、自治会連合会の事務局を担っているわけです。ですから、今柳澤議員が言うようなまちづくり推進というのは、オーバーに言えば全部の課が担っているのですけれども、その集合的な窓口になるのがまちづくり推進課であると、こういう理解をしていただければいいのではないかと私は思うのです。まちづくりというのは、それぞれいろんな課に分かれていますけれども、実行部隊はそれぞれの課なのです。企画立案、そしてそれをそれぞれの課に指示をしたりなんかするのが昔でいう企画で、今は名称を変えてまちづくり推進課と、そういう捉え方をさせていただくというのが一番理解がしやすいのだろうと、このように思います。そういうことで、先ほどの業務分担の中での問題は、自治会連合会の事務局を今まちづくり推進課が担っていますから、その事務局を総務課の住民系のほうに移

行したいと、こういうことで考えているところであります。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 今の町長の話の聞くと、では何で企画課がもとあったのにそれをまちづくり推進課に改めたのかと、何か前に企画課があったところに戻っていないかという気がするのだ。それで、行政を遂行するのがまちづくり推進課であればあるほど、一番大事になるネットワークのパートナーシップの相手である自治会連合会の事務局はそこで持っていたほうがずっと話は手っ取り早いと思うのだ。それを遂行するために、また総務の事務局のところへ行って、総務を通して自治会とまちづくりをするぐらいなら、自分のところに事務局を置いて、そこから真っすぐまちづくりに自治会連合会をかかわらせたほうが私はずっと効率がいいと思うので、あえて面倒な手続にするのではないかなと思うのだ。何にしても、何か昔に戻っているなという気がするのだけれども、その点どうなのでしょう。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 昔に戻っているといえ、そういう捉え方をされるかもしれませんが、企画課とまちづくり推進課というのは、時代に即応した名称に切りかえてきたと、そういう理解をしていただければ私は一番いいのではないかと思いますけれども、ただ自治会連合会の事務局がまちづくり推進課にあるのと、それから総務課にあるので事務的な流れが複雑、多岐になるということは私はないのだろうと思うのです。それぞれ担当のほうに直接話が行ったり、直接担当のほうに申し入れをしたりと、こういうことになろうかなと思います。ただ、自治会連合会の事務局、それから自治会の指導等については、今後も、今までもそうでありましてけれども、それぞれ連合会、または自治会に迷惑をかけるようなことでの対応をしてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 先ほど東海林さんの質問の中で、人事異動するということをしていました。そうであれば、交通指導員プラス交通整理ですか、今の職員を見れば今の総務課は女性職員が多いですね、寒期中、女性職員が、差別かもしれませんけれども、余りにもかわいそうで、今までまちづくり推進課でやっていた男性職員の姿を見ても、これは本当にかわいそうだなと思って私たちも見ていたのですけれども、そこら辺はまちづくり推進課から総務課に行った時点で交通指導員の方々とそういう点を、常時交通指導員だけで対応してもらおうとか、そういうような話し合いもしていかなければ、今のままでは私は女性職員には余りにも負担が重過ぎるのでないかなと思います。その点どうでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 交通整理に女性の職員を出すのかどうかということとは、それぞれの所管の担当の課長なり、それから主幹なりが考えることであって、私は女性を出す

ということには基本的にはならないだろうと思うのです。ただ、交通指導員、今委嘱しているのは恐らく10名もいないのではないかと思うのです。かなり高齢になってやめられて、なおかつ今やっていたいでいる人も高齢になっている人も結構いますから、私の感じでは……

(「8名です」と呼ぶ者あり)

○町長(野邑智雄君) 8名だそうです。本来条例では15名ぐらいの定数になっていますけれども、今後交通指導員のなり手の人をある程度確保していった交通指導員をふやしていけないとならないのだろうと、このように思います。ただ、今お話ししたとおり、その辺については担当のほうと交通指導員と十分協議をしながら、交通指導員としての役割を担ってもらおうと、そこに町の職員が少ない中で参加をするということができるだけないような方向に持っていければなど、このように思います。

○議長(村山義明君) 東海林さん。

○4番(東海林繁幸君) 自治会連合会の名前が大分出てきたので、一応自治会の会長でもあり、連合会の会長でもある私も、この制度自体で総務課へ所管がえするということが自体は、パートナーシップのことからすればこれはこれで問題ないと思っています。ただ、町長、今までより以上に自治会連合会が主催、実施する事業の形態が多くなりました。例えばスポーツフェスティバルも大きな事業がふえました。そのほか、パークゴルフ大会だとか、それから町民憩いの広場の管理も含めて、自治会連合会として会員が出ていろいろやっていますけれども、現実の面を見ると事業の実施に当たっては今のまちづくり推進課の職員の対応が非常によかった。課長以下非常にいいのです。思うと、総務課へ行ってもそういう対応ができるのであれば、これは私はいいいと思うのです。ぜひそういうふうな対応ができるような仕組みを総務課の中でつくっていただかなければ、まちづくり推進課から動かしてもらったら困るというものも出てくるかもしれない。これは私は議員として今言っているのだけれども、人事異動があってもいいと思いますし、総務課の総務係だけが対応してくれるという形ではなくて、総務課のみんなが対応してくれるのだよという約束ができるのだったら、それはそれでいいかなと思うのですが、いかがですか。

○議長(村山義明君) 野邑町長。

○町長(野邑智雄君) 自治会連合会が主催をしているスポーツフェスティバルなりパークゴルフ大会なり、それぞれ協力は教育委員会から協力してもらったり、いろんな部署に、関係するところに協力してもらおうと、総務課住民グループの職員が一丸となって事務局をサポートしていく、これは当然のことだと思いますので、そういう面でもしか支障が出てくるようなことがあれば、これは言うただけであれば私のほうでも指示をしたいと、このように思いますけれども、私はそれぞれ役割を担っているグループの中で十分やっていたら、このように考えています。

○議長(村山義明君) 本多さん。

○3番(本多夕紀江君) 改正の要旨のところ、広報、広聴の役割といいますか、それ

のことについて書いてあるのです。所管がえを行って、効率化が図れるのでしょうか、役割の強化ができるのでしょうか、発信力を確立するということが所管がえでできるのでしょうかということを疑問に思うのです。まちづくり推進課が情報を一番多く持っているというご説明でしたけれども、情報をたくさん持っているところがやれば、今の説明のところが強化されるのか、評価の物差し自体もこれといったはっきりしたものがあるわけではないので、そのところを疑問に思います。町長の説明の中で、ここに書いていないことを言われたのです。今税の担当の方、ベテランの方が年度末で退職されると、そうすると税のほうの手薄になるので、1月1日の異動でそこを補足というのでしょうか、充足させておきたいという、そういうような説明もありましたので、これとは全く関係ないのではないかと思ったのです。もしそういうことが、年度末を迎えたりして税のほうの担当が手薄になるとかということがあるのであれば、その部分だけ、1月1日でもいいですから、人事異動したほうがいいのではないのでしょうか。条例を変えて所管がえをすると、そのこと自体はそんなに大ごとではないと思うのです。だけれども、今の人事の配置でうまくいかないから、今の人事の配置がどうかというわけではないのですけれども、人はかわると思うのです。そのたびに条例という決まりを変えるのはどうかと思うのですけれども、そういう点いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） たまたまこの人事の話は、人事異動がこれによってあるのかという話だから、それに答えただけであって、人事異動がこの条例にリンクしているという話を私はしているわけではありません。この条例の改正の趣旨は、事務の効率化を図ったり、それから広報の役割を強化したいと、今1人でやっている広報だとか旬報だとか統計だとかという業務がまちづくり推進課に行って、それぞれ1人でやらなくてもいろんな職員に配分をしていくことによって事務の効率化が図れるだろうと思いますし、それからまちづくり推進課で町民のいろいろな意見を把握しているわけです。総合開発委員さんや、または評価委員会だとか、いろんなそういうものもありますから、そういう中での情報をいただいたものを広報に記載をして、町がやっているようなことを町民に知らせていくと、こういうようなことで情報の発信力が強まっていくのだろうと、確立されていくのだろうと、こういうような話を初めに担当課長から申し上げたのであって、これの改正によって人事異動も考えているのかというような話があったから、ただそれに対して答えたと、そういうことでありますから、区別して考えていただければなど、このように思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） それでは、区別して事務の所管がえということについて考えるところがあるのですけれども、グループ制を今とっていますよね、総務課住民グループとして統計調査や広報、広聴を行っているのだと思います。担当者1人にこの仕事を任せているわけではないと思うのです。グループ制のよさをここで発揮するべきだと思うのですけれども、それからまた、さっき町長が言われましたようにまちづくり推進活動というの

はまちづくり推進課だけがやっているわけでない。全職員、全課がやっているということでしたけれども、広報の作成も住民グループだけが全部やらなければいけないかといったら、それぞれのいろんな課がありますから、そこそこに原稿をお願いするとか、そういうやり方で住民グループを中心に行うということで、私はこのままでいいのではないかと思うのですけれども。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） グループ制は、全部の仕事を全部そのグループでやるということではなくて、グループ制の広報の主体は誰であって、その補佐をするのは誰であるとか、そういうような仕組みでやっているわけです。業務というのはみんなそうだと思うのです。昔の係は、その係1人で物事をやっていましたけれども、グループ制は主査がいて、みんな副主査がついてやるわけです。だから、本来主体的にやる職員がいて、それを補完をする職員がいると、それがグループ制の仕組みなのです。ですから、今本多さんが言ったようにグループ全部で広報をやりなさいと言ったって、そうはならないのです。主体的に誰かがやって、それを補完、手伝っていくという仕組みにしかならないのです。だから、考え方はそれぞれみんなあると思いますけれども、町長として組織の見直しをして、こういう指摘をされている部分を改善したいと、こういう思いで今回の条例改正をお願いしていると、こういうことでご理解をいただければなと、このように思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 3回目なので最後なのだけれども、どうも話がちぐはぐな気がして仕方ないのだ。別に自治会連合会の事務局が移っても、それはそれできちっと総務課のほうで対応する。だけれども、広報のほうの話になると、まちづくり推進課へ持っていったほうが情報が入る。それで、自治会連合会に迷惑がかからないようにする。だから、町長が言ったように、私はまちづくり推進課ができたときも恐らく言ったはずなのです。役場の仕事イコール全部それはまちづくり推進課だろうと、あえてこんな課をつくらなくたって、役場の仕事そのものがまちづくり推進でないのかと言った記憶があるのだ。それで、総務課へ持っていっても対応できるとか、そうやって言い出してしまおうとほかの課は要らないのでないのかと思うのだ。総務課でもまちづくり推進課でも1つあって、あとはその下に総務係だの産業係だのとあっても十分でないかなという気がするの。何回も説明して、答弁は同じだと思うので、その点については答弁は要らないのだけれども、何で変更するのかがわからない。

それで、町長からさっき提案理由があって、理由がいいか悪いかはともかく、それはわかるのだけれども、さっき東海林さんが言ったように何で今なのだという、私が何で今なのだというのは、1月1日とかということではなくて、当初の議案の中に何で出てこなかったのかなということなの。それだけのものがあって、そういうふうがいいと思っていたのなら、少なくとも今回の当初議案の中でこれが出てきたのなら、十分考えて変えたいのだというなら、まだ提案理由の説明としてわかるのだけれども、何で追加で出てく

るのか。そうしたら、何かあるのかなというふうに思ってしまうのです。だから、急に思いついたわけでもないだろうし、そうするとどうして当初の議案提出のときからこの条例改正が出てこなかったのか、その点についてお聞きします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

これは、私の一つの勉強不足だったのです。私は、総務課長に、行政規則、この下に行政規則があるのですけれども、その行政規則に何々グループはどういう仕事をするのだと、それが一覧表になっている。課の設置条例の中の業務につきましても、大ざっぱな項目になっていますから、総務課長にこの改正を1月1日付でするようにと指示をして、出張に行ったのです。ところが、総務課長等々が調べたら、課の設置条例を直さなければ行政規則は直せないと、そういうことで私のほうにメールが入りました。それで、そうしたら課の設置条例の一部改正を追加で出してくれと、こういう指示をしたのです。ですから、今の柳澤議員の質問については、私がちょっと勉強不足というか、認識不足で、初めの議案にのせる指示をしなかったと、こういうことで、私の勉強不足だったと、こういうことでご理解をいただければなど、このように思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 広報紙のレベルのお話、先ほど町長からもありましたが、先月ぐらいからですか、だんだんよくなってきたのではないかなという声も聞いたりしています。そういう中で、せっかくよくなってきているのに今急に担当部署をかえてしまうのもいかなものかと思うのですが、町長、最近の広報を読んでみていかがですか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 最近の広報の中身については、本人も一生懸命やっていたと思っています。しかしながら、主幹や総務課長から私のほうに入ってくる情報では、かなり上司のほうの手直しをして、指示をしていると、こういう話も来ていますから、町民の皆さん方に見ていただく広報紙としては紙面としてはよくなりつつあるのかなと、それは今お話ししたとおり上司のほうの指示だとか判断だとか、そういうものの効果というか、そういう面での効果も出ているのだらうと、このように思います。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 趣旨がよくわからない。それで、広報もだんだんよくなってきているのなら、別にいじる必要はないのではないかと思うし、さっきも言ったようにまちづくり推進課で情報があるのなら、それはまちづくり推進課のほうで情報提供をどんどん、どんどんしてやればいいだけのことだと私は思うのだ。条例を変えてまで役割、仕事を移す

意図がどうしても私には理解できないのだ。それで、自治会の活動のことなのだけれども、7期総合計画でここに自治会があるのは、さっきも途中まで言ったけれども、地域支え合い、安全、安心、福祉のまちづくり活動の推進なのだ。だから、町長はかわっても影響はない、事務局だからと言うけれども、事務局であればこそ、私は自治会連合会の事務局はやはりまちづくり推進課に置くべきだと、町民参加と言葉では言うけれども、自治会連合会に町民参加させるということが一番大きいことだと思うのだ。町民を参加させる。まず、手始めに自治会連合会。そうすると、それを遂行するべきまちづくり推進課に事務局を置く。支え合い、それから見回り隊、全部これから自治会連合会の協力を得てやろうとしているわけでしょう。そうしたら、私はやっぱりまちづくり推進課から動かすべきでないかと。何度も言うように、まちづくり推進課の仕事はそれが仕事だと私は思うのだ。だから、今回において条例改正する意味は私はないと思うので、ちょっと私は賛成しかねるというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 非常に柳澤議員に近い考え方を持つのですけれども、これは考えてみると議会議員が余りがたがた言っても仕方がないかと、問題は町長さんの行政の仕事のしやすさだと思うのです。だから、ここはあくまでも課の役割分担の変更という意味で、これで仕事しやすくなれば非常にいいことだし、これで間違っていてやりにくくなったとしたら、また直してもらえばいい。そういう意味で、ここで否決事項にすることではなくて、私もある意味今までのまちづくり推進課のやり方について非常に私どもとしては評価できたので、動きたくない気持ちはありつつも、しかし同じような配慮をしてくれるということであれば、あえてここで否決に回る必要はないかと、できれば町長の行政能力を高めるための提案であったというふうに理解して私はこのまま通したいなと思います。

○議長（村山義明君） 反対の意見ありますか。

宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） どの所管事務においてもそうだと思うのですが、職員の皆さんは決して万能ではないと思います。向き、不向きがあると思いますので、先ほど質問させていただきましたが、広報紙のレベルに関しても町長の人事のお考えによって向上を図っていただきたいと思います。そもそも先月号、今月号とかの広報を見て、私個人的にも悪くないと思いますし、また向き、不向きということであれば、これは星川さんから質問がありましたけれども、私も決して差別をするわけではないのですが、中頓別町の中でも若い男性職員の多い職場、役場の中で今女性が多い部署に交通整理、交通誘導を伴う所管を配置するというのはなじまないというふうに思います。男性職員の多いまちづくり推進課が交通安全及び防犯に関する事務を行うというのが自然な形だと思いますので、今のままが本町に合った配置だと思いますので、改正案に反対します。

○議長（村山義明君） 賛成の意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、反対の意見ありますか。

星川さん。

○5番（星川三喜男君） 私は、これを設置するに当たって平成20年の3月の定例会で一般質問したのです。そのとき、町長に問いただしたら、何でこのまちづくり推進課を設置するのかと言ったら、先ほど来から町長からも出ておりましたけれども、要するにパートナーシップによる公共サービスの推進、迅速化を目的にこれを設置するということも言っておられました。それなのに、何で今さらこういう改正条例をするのか。そして、私が先ほど最初に質問したとおり、それであれば、ただ人事異動で済むのではないのかなと、ここまで大げさにしてまでやる問題ではないのではないのかなと私は思って、反対します。

○議長（村山義明君） 賛成の方ははいないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは、討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第65号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（村山義明君） 原案に反対の方は起立をお願いします。

（反対者起立）

○議長（村山義明君） それでは、賛成の方が3人、反対の方が4人ということで、本件については否決ということになりました。

発議第5号

○議長（村山義明君） 日程第12、発議第5号 道州制導入に断固反対する意見書（案）の件を議題とします。

発議者より提案理由の説明を求めます。

細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、議案書を読み上げて提出いたします。

発議第5号。

平成25年12月16日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、細谷久雄。賛成者、中頓別町議会議員、山本得恵。

道州制導入に断固反対する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

道州制導入に断固反対する意見書（案）

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制

の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところであります。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々中頓別町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月16日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）道州制担当。

以上、意見書案を提出させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第5号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号 道州制導入に断固反対する意見書は原案のとおり可決されました。

発議第6号

○議長（村山義明君） 日程第13、発議第6号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

山本さん。

○6番（山本得恵君） 発議第6号。

中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、山本得恵。賛成者、中頓別町議会議員、細谷久雄。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっているところである。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然として厳しく、山村地域の存続が困難となることが懸念されるとともに、森林が有する水源の涵養や国土・生態系の保全など公益的機能の低下への影響が危惧されている。

このような中、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、林業・木材産業の振興を図り山村地域を活性化していくためには、森林・林業を国家戦略と位置づけて、国の「森林・林業基本計画」等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、国産材の利用や木質バイオマスのエネルギー利用を促進するなど、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進することが重要である。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 地球温暖化防止、特に、森林吸収量の算入上限値3.5%の確保のための森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の用途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。
- 2 森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進するため、森林整備加速化・林業再生基金のような地域の実情に合わせて柔軟に対応できる予算の仕組みを継続するとともに、必要な予算を確保すること。
- 3 環境貢献に着目した木材利用を推進するため、木造公共施設の整備や商業施設等の民間施設の木造化・木質化への支援の強化、木材利用ポイント制度の延長・充実、さらには木質バイオマスのエネルギー利用を促進するための施策の充実を図ること。

- 4 安定的な林業経営の確立に向け、林業生産の基盤となる路網整備の推進、林業機械による効率的な作業システムの普及、コンテナ苗による植栽など低コスト技術の開発の推進、フォレスターや現場技術者等の人材の育成確保、さらには地域の実情に応じたエゾシカ森林被害対策の拡充・強化を図ること。
- 5 復興予算（森林整備加速化・林業再生事業）の用途の厳格化に伴い基金の返還が求められていることから、東日本大震災により被災を受けた住宅等の復興を初めとした全国的な木材の安定供給に支障が生じないように、必要な予算措置を講ずること。
- 6 地域の安全・安心の確保のため、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策など治山事業を推進すること。
- 7 国有林の一体的な管理経営を通じた公益的機能の発揮のための事業実施、木材の安定供給等の取り組みの推進、森林・林業再生に向けた民有林との連携強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月16日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上であります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第6号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申出について

○議長（村山義明君） 日程第14、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

本件については、いきいきふるさと常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配付したとおり申し出があります。

お諮りします。本件については、各委員長申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については各委員長申し出のとおり決定しました。

閉会の宣告

○議長（村山義明君） 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成25年第4回定例会を閉会します。

（午後 2時13分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員